

斑鳩町中学校部活動の在り方に関する方針

令和 8 年 4 月
斑鳩町教育委員会

1 部活動の意義

- (1) 学校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化等に関心をもつ同好の生徒が教師等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- (2) 部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできるものである。
- (3) 部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- (4) 部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

2 斑鳩町中学校部活動の在り方に関する方針の策定

斑鳩町では、文部科学省策定「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の「IV学校部活動の在り方」及び、奈良県教育委員会策定「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本町生徒の健やかな成長や教師の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、学校の部活動を対象とし、「斑鳩町中学校部活動の在り方に関する方針（以下「活動方針」という）」を策定する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 中学校部活動に関する方針の策定等

- 校長は、策定した「活動方針」に則り、「中学校の部活動の在り方に関する方針（以下「学校方針」という）」を作成し、適宜、その内容の見直しを図り、全ての教職員が共通理解を図るとともに、ホームページなどで公表する。また、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。
- 部活動顧問は、「＜月刊＞部活動計画・活動実績」を毎月作成し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針を保護者会等で説明し、部活動の適切な活動について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、「指導内容の充実」「生徒の安全確保」「教師の長時間勤務の解消」等の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、種目別の最低必要部員数、部活動顧問や指導者（教師以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制等について吟味し、生徒の多様なニーズに応じた、適正な数の運動部および文化部を設置する（「少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。」「生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。」等を含む）とともに、この学校方針を保護者及び生徒に明確に示すこと。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。

4 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 部活動顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、部活動顧問の教師等任せにせず、斑鳩町教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

参考：「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会 平成26年3月）」

【留意事項】

- ・ 学校部活動においては、部活動顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- ・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ・ 今後、国において作成される指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な

負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、部活動顧問の教師等のもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。

- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ SNS等での教師等と生徒との私的なやり取りは、原則禁止であることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しのよい組織作りなどにも留意すること。

(2) 安全管理の徹底

- 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。
- 高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。

参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために

(奈良県教育委員会 平成29年3月)」

参考：「奈良県学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）」

(奈良県教育委員会 令和6年8月)」

(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

【留意事項】

- ・ 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(4) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引き（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を推進すること。

5 適切な活動時間・休養日等の設定

【活動日】原則、活動は平日のみとし、休日の活動は行わないこと。

【休養日】平日は週1日以上休養日を設定すること。

【活動時間】平日の1日の活動時間は、長くとも2時間程度とすること。また、生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【その他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

【留意事項】

- ・ 休日における公式戦やコンクール等への参加は、週休日の振替を行った上で教師が引率し、学校部活動として参加すること。
- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- ・ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

【留意事項】

- ・ 令和 6 年 1 2 月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和 6 年 1 2 月）の概要>

○ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるべきものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ①レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ②複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。